

我が国の食品安全の国際標準化

2020年東京オリンピック・パラリンピックは、世界からの訪日外国人旅行者等に日本の食品安全を発信する好機であり、大会に向けて、日本の食品安全対策の国際標準化を推進すべき。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会「持続可能性に配慮した農産物の調達基準」(抄)

1. 本調達基準の対象は、農産物の生鮮食品及び農産物を主要な原材料とする加工食品とする。 (略)
2. サプライヤーは、農産物について、持続可能性の観点から以下の①～③を満たすものの調達を行わなければならない。
 - ① 食材の安全を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
 - ② (中略) 農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
 - ③ 作業者の労働安全を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
3. JGAP AdvanceまたはGLOBALG.A.P.の認証を受けて生産された農産物については、上記①～③を満たすものとして認める。 (略)
4. (略)
5. 上記②に加えて、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から、環境面の配慮が特に優れたものとして、有機農業により生産された農産物が推奨される。また、障がい者が主体的に携わって生産された農産物、 (中略) 伝統的な農業を営む地域で生産された農産物が推奨される。
6. サプライヤーは、上記②を満たす農産物を選択する上で、 (中略) 国産農産物を優先的に選択すべきである。
- 7・8. (略)

未来投資戦略2017 —Society 5.0の実現に向けた改革— (抄)

2. 攻めの農林水産業の展開
- (2) 新たに講ずべき具体的施策
 - ii) バリューチェーン全体での付加価値の向上
 - ④ 前略規格・認証、知的財産の戦略的推進
- ・国産農林水産物の輸出増や国内での販路拡大に向けて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も契機として、(中略) HACCP (食品製造等に関する危害要因を分析し、特に重要な工程を監視・記録するシステム) に基づく衛生管理の制度化及び森林認証材の普及を推進する (後略)



農林水産物輸出インフラ整備プログラムに基づく輸出拠点整備の事例について

農林水産省
食料産業局

- 平成28年11月にとりまとめられた「農林水産物インフラ整備プログラム」に基づき、検疫・食品規制等への対応、品質や鮮度保持への対応、積替えや再梱包の手間・コストの削減といった機能を重視し、施設整備等を実施。
- 当面の具体的整備案件41施設中、**平成29年度までに18施設が稼働予定**。また、**5施設が一部稼働予定**。

整備例 1

つがる弘前農協
(青森県弘前市)



輸出用自動
こん包装置



【平成29年8月稼働】

- 輸出向け出荷能力向上やりんごの高品質化を図るために、選果機、製品貯蔵ライン、自動こん包装置等を整備。

整備例 2

(株)ミヤチク都農工場
(宮崎県都農町)



輸出用アイスボックス



・牛肉：EU、米国、香港、シンガポール等
・豚肉：香港、シンガポール等

【平成31年4月稼働予定】

- 新たな国へも輸出拡大するため、HACCPに基づく衛生管理が徹底できるよう、高度な空調管理設備等を備えた食肉処理施設を整備。

整備例 3

境漁港
(鳥取県境港市)



密閉型荷さばき所



マイワシ

- 漁港での陸揚から出荷までの高度衛生管理体制の構築及び漁獲物処理能力の強化を図るため、密閉型荷さばき所、冷凍・冷藏施設等を一体的に整備

[平成30年度予算の概要]

食品の品質管理体制強化対策事業

【137（169）百万円】

対策のポイント

食品の安全性向上を図り、HACCPの制度化に対応できるようにするために、国内の食品事業者の人材育成等の取組を支援するとともに、食品事業者団体による手引書の作成を支援します。

<背景／課題>

- ・食品の安全と消費者の信頼を確保することは、食品産業の持続的な発展に不可欠です。しかし、食中毒による被害は依然として発生しており、HACCPの導入により食品事業者の衛生・品質管理の強化を図っていく必要があります。
- ・HACCPの制度化が予定されている一方で、中小零細規模の事業者のHACCP導入率は大規模事業者に比べてまだ低い状況にあり、食品事業者のHACCP制度化への対応を早急に進める必要があります。
- ・このため、HACCP導入に向けた人材育成や手引書の作成等を推進する必要があります。

政策目標

食品製造事業者におけるHACCPの考え方に基づく衛生管理を実施している事業者の割合

(29% (平成28年度) → 80% (平成33年度))

<主な内容>

1. 卫生管理計画等作成や衛生・品質管理体制強化のための人材育成等（拡充）

各食品事業者が作成を求められる「衛生管理計画」を円滑に作成・運用するとともに、国際的に通用する企業の社会的責任（CSR）に関するマネジメント体制の構築ができるよう、危害要因データの収集・提供や食品事業者の品質管理担当者等の人材育成を支援します。

2. HACCP指導者養成研修等の開催（拡充）

食品事業者がHACCPを導入・運用する際に製造等の現場の実態に即した必要な助言等が得られるよう、HACCPの導入・運用を適切に指導できる人材の養成を支援します。

3. HACCP手引書等作成（拡充）

食品・業態ごとに、それぞれの特性に応じてHACCPの制度化に対応できるよう、最新の知見を取り入れた食品・業態に即した危害要因分析や衛生管理のモデルプラン等を含むHACCP手引書を作成することを支援します。

補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

【お問い合わせ先：食料産業局食品製造課 （03-3502-5743）】

HACCP対応のための施設改修等支援事業（ハード事業）

支援内容

輸出先国等のHACCP基準を満たすための水産加工施設の改修等を支援します。個社による申請も可能です。

補助率等

1／2以内

- ・新設については、掛かり増し部分が対象
- ・補助金の額の上限は1.5億円、下限は500万円

主な事業要件

- 輸出拡大を目指す水産加工・流通業者が行う輸出先国等のHACCP基準を満たすための施設の改修又は新設整備であること
- 本事業の実施により、新たに対EU・HACCP又は対米・HACCP認定を取得すること(※1)
- HACCP認定を取得後の輸出拡大の効果、実現性が高いものであること(※2)

●事業計画作成に当たっての主な留意点

※1…施設の改修又は新設に係る事業計画の作成に当たっては、事前審査機関又は認定機関から、あらかじめ指導を受けていただくことが必要です。

- 対EU・HACCP
- 水産物EU・HACCP事前審査センター、保健所等
- 対米HACCP
(一社)大日本水産会、保健所等

施設の改修整備の例

(手洗場)



(床面)



本事業に関する問い合わせ先
水産庁加工流通課指導班(☎03-3591-5613)

水産物輸出倍増環境整備対策事業

〔平成30年度予算概算決定額：188（205）百万円〕

HACCPに基づく衛生管理に関する研修・現地指導や、生産海域等のモニタリングへの支援、
対EU・HACCP認定施設の指導・監視等を行うとともに、トレーサビリティを導入する取組の実証
を進めることで、水産物の輸出を拡大。

補助対象：

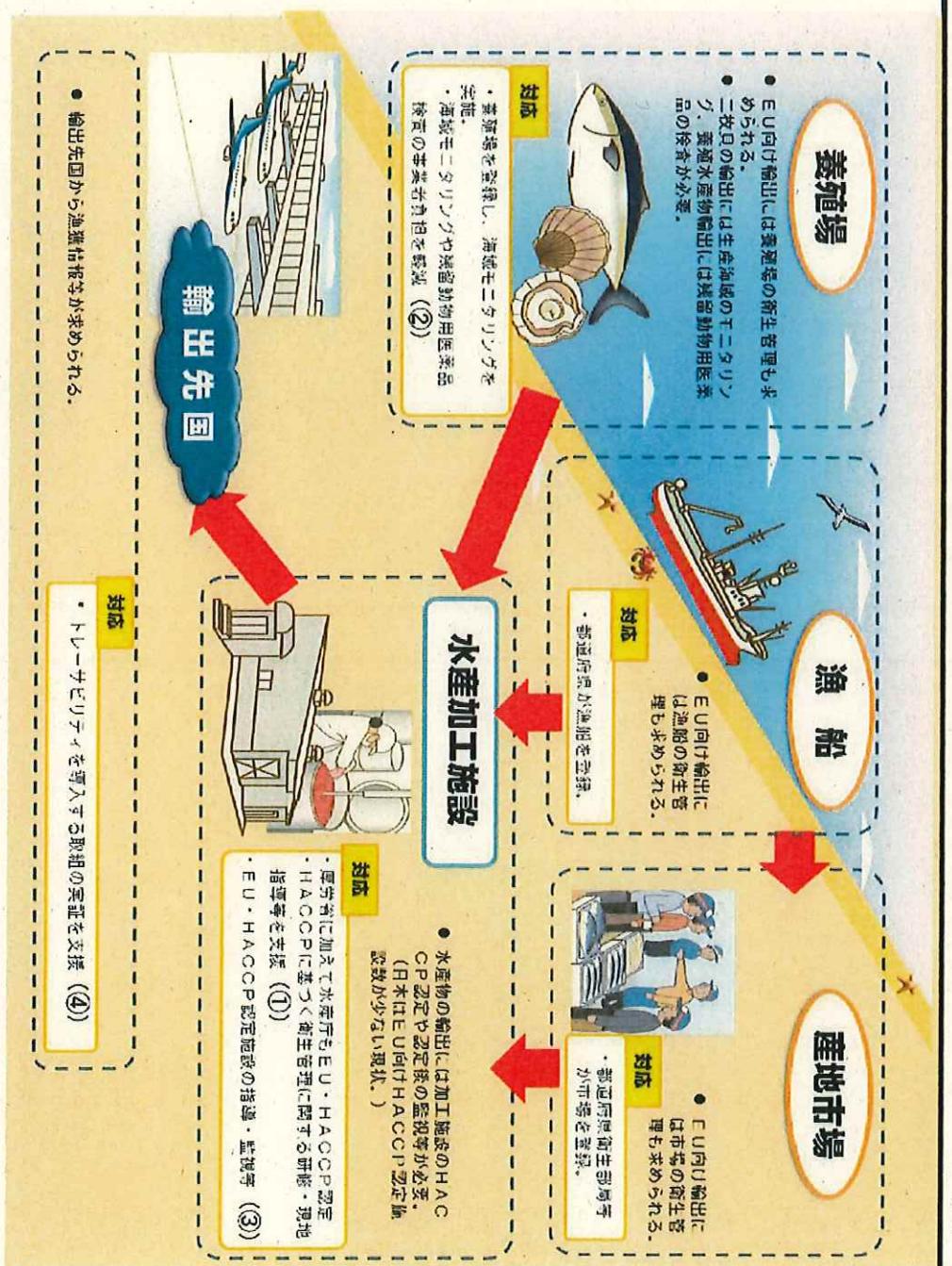
- ① HACCP認定加速化支援
(研修会、現地指導、指導員育成
費)
- ② 生産海域等モニタリング体制
整備(モニタリング経費)
- ③ EU・HACCP認定施設指導・監
視(荷口検査・定期監視、指導力
イドライン等経費)
- ④ トレーサビリティ導入実証
(実証経費)

補助率:①定額、1／2以内

- ②1／2以内
- ③委託費
- ④定額

事業実施主体：
民間団体

交付先：
国 ⇒ 事業実施主体



リスクの高い成分を含むいわゆる「健康食品」等による健康被害防止対策

- 健康被害防止の観点から、リスクの高い成分を含むいわゆる「健康食品」等について、製造工程管理や原材料の安全性の確保のための法的措置を講じ、実効性のある仕組みを構築
- 事業者から行政への報告の制度化を含む「健康被害の情報収集・処理体制を整備

法律上の定義がない、いわゆる「健康食品」の分類

いわゆる「健康食品」(食品衛生法遵守が必要)					
認証方式	届出制	機能性表示食品	栄養機能食品	特定保健用食品	医薬品(医薬部外品を含む)
なし	自己認証制(含有量の基準を国が策定)	(消費者委員会及び食品安全委員会において個別に審査)	個別許可制(国、都道府県による個別審査)	個別審査制(国、都道府県による個別審査)	(健康被害の未然防止)の安全性の確保、製造工程管理(GMP)による安全性の確保(通知)

(※) 「健康食品」については、保健機能食品及びその他の「いわゆる「健康食品」」を合わせて、「健康食品」と呼ぶことが多い(厚生労働省HPなど)が、本取りまとめでは、食品衛生上の観点から、市場に流通する健康食品全般について議論するため、保健機能食品も含めて、「いわゆる「健康食品」」と記載している。

いわゆる「健康食品」の利用状況

■ほとんど毎日利用している	■たまに利用している	■以前は利用していたが、今は利用していない	■利用したことがない
25%	26%	17%	32%

(資料出所) 消費者委員会「消費者の「健康食品」の利用に関する実態調査(アンケート調査)」(2012年)

現行の対応

(健康被害の未然防止)			
◎生産段階における原材料の安全性の確保、製造工程管理(GMP)による安全性の確保(通知)	◎因果関係が不明瞭な場合の販売禁止(法第6条第2号)	※注意喚起、規格基準の設定、適切な表示等により国民の健康を十分に保護にできない場合に限る。	◎消費者に対する普及啓発
◎因果関係が不明瞭な場合の因果関係が不明瞭な場合の事業者への行政指導、消費者への注意喚起(通知)	◎健康被害情報の収集及び処理体制(通知)	◎健康被害情報の収集及び処理体制(通知)	◎因果関係が不明瞭な場合の事業者への行政指導、消費者・事業者から、自治体、医療機関を介して情報収集、対応
(取り締まりの例)			
名称	宣伝文句	発端・健康被害	対応
アマメシバ(H15.9.12)	ダイエッタ効果、便秘解消	・台湾において200名の閉塞性細気管支炎発生	暫定流通禁止(法第7条第2項)
コンフリー(H16.6.18)	長寿・滋養強壮	・海外で肝障害が多数報告	販売禁止(法第6条第2号)
ガルシニア(H14.3.7)	ダイエッタ効果等	・ラットの精巢への影響	
コエンザイムQ10(H18.8.10)	アンチエイジング、抗酸化効果等	・健康被害報告なし	
		・下痢、嘔吐等の報告有り	・消費者に注意喚起の指導
		・事業者団体が、上限摂取目安量を検討・報告	・事業者への行政指導

・花粉症の減感作療法を目的とした製品が流通・重篤なアレルギー症状

・花粉症の減感作療法を目的とした製品が流通・重篤なアレルギー症状

・花粉症の減感作療法を目的とした製品が流通・重篤なアレルギー症状

スギ花粉(H19.4.19)	免疫量向上、抗癌作用、コレステロール低下等	・発ガン作用促進・健康被害の報告なし	・消費者に注意喚起の指導
アガリクス(H21.7.3)	・不正出血、月經不順等の報告有り	・事業者への行政指導	・事業者への行政指導

Brussels

16/01/2018 - 12:53



PRESS RELEASES

EU、プラスチックごみに対する戦略を採択

EU News 8/2018 ストラスブール

<日本語仮抄訳>

本日採択された、史上初の欧州全体を対象としたプラスチックに関する戦略は、循環型経済への移行の取り組みの一環である。

同戦略を通じて、プラスチックによる汚染から環境を守ると同時に、経済成長とイノベーションを促し、難題を欧州の将来に対する前向きな議題へと変える。欧州連合（EU）域内における製品のデザイン・生産・使用・再生利用の方法を変えることは、ビジネス面から強く主張されており、この移行の先頭に立つことで新たな投資機会や雇用を作り出すことができる。新計画の下で、EU市場に流通する全てのプラスチック製の包装材は2030年までに再生利用可能なものになり、使い捨てのプラスチック類は削減され、マイクロプラスチックの故意的使用は制限される。

本日のプラスチック戦略は、EU域内における製品のデザイン・生産・使用・再生利用の方法転換をもたらす。現在ではあまりに多くの場合、プラスチックの生産・利用・廃棄方法はより循環的なアプローチを取ることによる経済的利益を捕らえ損ねている。それは環境に有害である。目指すのは、環境を守ると同時に、再使用・補修・再生利用を十分に配慮したデザインと生産を行い、より持続可能な素材が開発される、という新しいプラスチック経済の土台を築くことにある。

欧州はこの変革を主導するのに最良の位置にある。この取り組みを通してイノベーション、競争力および雇用創出に向けた新しい機会が生まれよう。欧州委員会はこのプラスチック戦略に併せ、EUと各加盟国それぞれにおいて循環型経済への移行の進捗状況を測る、循環の各段階に関する10の主要指標から成る監視枠組みを採択した。

この新たな戦略の下、EUは以下に取り組む。

- 企業にとって再生利用が利益になるようにする
- プラスチックの廃棄を抑制する
- 海洋でのごみの投棄を阻止する
- 投資とイノベーションを推進する
- 世界各地で同様の変革を促す

出典：駐日欧州連合代表部